平成２７年（フ）第１３１号
福岡市東区箱崎７丁目20番11―1202号
債務者　真子　武彦
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３２号
福岡市東区二又瀬２番25―502号、前住所滋賀県湖南市針59番地27　910号
債務者　宮澤　金造
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３７号
福岡県春日市昇町６丁目117番地　ＳＴＡＲＡＲＴ春日301号
債務者　井村　康宏
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３８号
福岡市博多区住吉４丁目30番６号
債務者　吉岡　央人
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１３９号
福岡市博多区住吉４丁目30番６号
債務者　吉岡　敦子
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４０号
福岡市東区名子３丁目４番16―205号、前住所福岡市東区青葉７丁目58番32号
債務者　半田亜紀子
1　決定年月日時　平成27年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４３号
福岡市東区香住ヶ丘４丁目22番８号、前住所大分県別府市船小路町２番29号
債務者　松本　正則
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字長者原23番地74
債務者　川中　時枝
1　決定年月日時　平成27年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１５号
福岡県大牟田市天道町79番地４
債務者　吉田　一之
1　決定年月日時　平成27年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第３１号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目56番３号　エクレールM102号
債務者　橋本　良枝
1　決定年月日時　平成27年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２６号
仙台市青葉区下愛子字町14番地の１　グランドソレイユ201
債務者　松浦　直樹
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５０号
仙台市若林区成田町41番地の１　Ｍ・ＨＯＵＳＥ―101
債務者　小野　弘文（旧姓綿貫）
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
茨城県小美玉市羽鳥1703番地341
債務者　柳橋　芳子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１９号
茨城県水戸市双葉台１丁目９番地の11
債務者　住谷　明美
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２４号
茨城県水戸市赤塚１丁目1969番地の14　フローラル赤塚Ⅰ―303号
債務者　横須賀順子（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３１号
茨城県笠間市吉岡67番地８
債務者　齊藤　寛幸
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第４８号
兵庫県姫路市夢前町護持1364番地607
債務者　三田　純生
1　決定年月日時　平成27年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部